

「山口ゆめ回廊博覧会」ロゴマーク及びキービジュアル使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口ゆめ回廊博覧会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が権利を保有する「山口ゆめ回廊博覧会」のロゴマーク及びキービジュアル（以下「ロゴマーク等」という。）を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2条 ロゴマーク等を使用する者は、あらかじめ使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請を省略することができるものとする。

- (1) 実行委員会（委員の所属する関係団体を含む）又は山口県、島根県が使用するとき。
- (2) 実行委員会を構成する市町から補助金、後援及び共催を受けた民間団体等が、山口ゆめ回廊博覧会をPRする目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 個人が個人的に使用、又は家庭内で使用するとき。
- (5) 上記のほか、会長が適当と認めたとき。

(使用承認)

第3条 会長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマーク等の使用を承認するものとする。この場合において、会長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

- (1) 山口ゆめ回廊博覧会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) ロゴマーク等を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (6) そのほか、会長が不適當と認めるとき。

2 前項の承認は、使用（変更）承認通知書（様式第2号）をもって行うものとする。

3 ロゴマーク等の使用期間は、最長で令和4年3月31日までとする。

(使用料)

第4条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 第3条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容のみに使用し、会長の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(3) 別に定めるデザインマニュアルに従ってロゴマーク等を使用すること。

(4) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第6条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ使用内容変更申請書(様式第3号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行うものとする。

3 第2条から前条までの規定は、前項の場合に準用する。

(使用状況の報告等)

第7条 会長は、第2条第2項により、使用の申請を省略したものに対し、ロゴマーク等の使用状況について報告を求めることができる。

2 会長は、ロゴマーク等の使用者に対し、使用状況について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(承認の取り消し)

第8条 会長は、ロゴマーク等の使用が要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取り消しは、使用承認取消通知書(様式第4号)をもって行う。

(責任の制限)

第9条 前条の規定により、ロゴマーク等の使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

2 使用者が、ロゴマーク等の使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、会長は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(事務)

第10条 この要領に関する事務は、山口市交流創造部山口ゆめ回廊博覧会推進室及び宇部市観光・シティプロモーション推進部観光・グローバル推進課が行う。

(補足)

第11条 この要領に定めるもののほかロゴマーク等の使用に関して必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月14日から施行する。